

滋 砂 第 14 号
滋 流 政 第 3 号
平成 30 年（2018 年）1 月 19 日

各市町水防事務担当課長 様

滋 賀 県 土 木 交 通 部 砂 防 課 長
滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室長
（ 公 印 省 略 ）

要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（案）
【水害・土砂災害編】（滋賀県版）について（通知）

日頃は、本県水防行政に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、水防法および土砂災害防止法の改正により、地域防災計画に位置付けされた施設において、避難確保計画の作成および訓練の実施が義務化されたところです。

今回、各施設の水害と土砂災害のリスクの確認方法や、リスクに応じた避難確保計画を検討していただくため、標記手引きを作成しました。

つきましては、関係施設への周知とあわせて、別途通知の「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を活用のうえ、該当施設において適切に避難確保計画等が作成されるようご対応願います。

砂防課 土砂災害防止係

TEL : 077-528-4192

FAX : 077-528-4907

E-Mail : ha07@pref.shiga.lg.jp

流域治水政策室 流域治水第 1, 2 係、防災係

TEL : 077-528-4290

FAX : 077-528-4904

E-Mail : ryuiki@pref.shiga.lg.jp

滋 砂 第 14 号
滋 流 政 第 3 号
平成 30 年（2018 年）1 月 19 日

庁内関係部局 御中

（地震・危機管理室、私学・大学振興課、健康福祉政策課、保険体育課）

土 木 交 通 部 砂 防 課 長
土木交通部流域政策局流域治水政策室長
（ 公 印 省 略 ）

要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（案）
【水害・土砂災害編】（滋賀県版）について（通知）

水防法および土砂災害防止法の改正により、地域防災計画に位置付けされた施設において、避難確保計画作成および訓練の実施が義務化されたところです。

今回、各施設の水害と土砂災害のリスクの確認方法やリスクに応じた避難確保計画を検討していただくため、標記手引きを作成しました。

つきましては、各市町水防事務担当課長に通知し、関係施設への周知とあわせて、該当施設において適切に避難確保計画等が作成されるよう通知しましたので、お知らせします。

また、貴所管の関係課への周知、該当施設における適切な避難確保計画等の作成にご協力願います。

砂防課 土砂災害防止係

TEL : 077-528-4192

FAX : 077-528-4907

E-Mail : ha07@pref.shiga.lg.p

流域治水政策室 流域治水第 1, 2 係、防災係

TEL : 077-528-4290

FAX : 077-528-4904

E-Mail : ryuiki@pref.shiga.lg.jp